

グループ通算課税(1112) 追補

項 目 【ページ数】	詳 細 内 容
乙社株式の源泉 徴収税額 【P. 38】	<p>内国法人のうち、一般社団法人等以外の法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。</p> <p>(1) 完全子法人株式等に係る配当等</p> <p>(2) その配当等の額に係る基準日等（配当等の額の計算期間の末日等）において、その一定の内国法人が直接に保有する他の内国法人（一般社団法人等を除く）の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等（上記(1)の完全子法人株式等に該当する株式等を除く）に係る配当等</p> <p>※ 上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。</p>
申請書の更新 【P. 58～P. 61】	<p>グループ通算制度の承認の申請書</p> <p>https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/renketsu/annai/10.htm</p>